

資料編

1. 市川市の生物相	81
2. 真間川水系水生生物調査	86
3. 水環境健全性モデル調査（環境省令和6年度事業）	87
4. 緑地保全対策	88
5. 鳥類モニタリング調査	91
6. いちかわ生きものマップ	91
7. 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価	94
8. 生物多様性いちかわ懇談会	96
9. 環境団体アンケート	100
10. 第二次生物多様性いちかわ戦略策定の経緯	102
11. 市川市環境審議会委員、専門委員名簿	103
12. 諮問書	104
13. 答申書	106
14. 用語解説	109

1. 市川市の生物相

市川市域は、土地利用の大半が市街地です。そのため、市街地の環境で生育・生息できる生物は幅広く見られ、市街地とは異なる環境を利用する生物は限られた場所だけで見られます。前者は「広域的な分布種」、後者は「局所的な分布種」です。市川市域の生物多様性は、土台として「広域的な分布種」があり、「局所的な分布種」がさらに高めている形です。そのため、生物多様性を高く維持するためには「局所的な分布種」の生息・生育環境を保全することが重要です。

ここでは、「広域的な分布種」「局所的な分布種」という観点で市川市域の生物相について紹介します。内容は、自然博物館が調査などで得たデータと「市川市史自然編」の記述に基づいています。文中、生物のグループ（分類群）ごとに概ねの種類数を記しますが、これは「市川市史自然編」の目録に書かれている数です。また、その目録のベースは 2004 年に出版された「市川市自然環境実態調査報告書 2003」なので、その種類数は必ずしも最新の状況を反映しているわけではありません。

1) 哺乳類

「市川市史自然編」では、19 種が挙げられています。市川市域には大型種（クマ類、シカ類、サル類など）は生息せず、中型種と小型種が生息しています。ペット由来のイヌ・ネコ、人間の生活環境に深く依存するクマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミを除いて「広域的な分布種」を挙げると、タヌキ、ハクビシン、アライグマの 3 種が挙げられます。このうち、タヌキ、ハクビシンは土地利用の形態を問わず市域に幅広く生息し、アライグマは北部の樹林地と南部の湾岸地域を中心に分布が広がっています。

「局所的な分布種」としては、北部の樹林に生息するアナグマ、ニホンノウサギ、アカネズミが挙げられます。このうち、アナグマは自然博物館の調査で 2021 年以降、生息が確認されているものですが、これが古くからの個体群（同じ種の集団。群れとは異なる意味）なのか、新たに分布を広げてきたものなのかは現時点では不明です。ニホンノウサギは、アナグマとは逆に 2023 年を最後に確認が途絶えます。まだ生息している可能性はありますが、厳しい状況にあります。

そのほか、アブラコウモリ（イエコウモリ）は比較的身近に見られ、現時点では「広域的な分布種」と言えますが、建物を住処にしているため建て替えなどが進むと急速に数を減らす可能性があります。アズマモグラが農地の減少などで生息域が狭まったのと同じ道をたどる可能性があります。アブラコウモリ（イエコウモリ）は「局所的な分布種」になる可能性が高いと思われます。また、キツネ（アカギツネ）、イノシシは近隣地域で生息情報や目撃情報があるため、いずれ市川市域に分布を拡大してくるかもしれません。

2) 鳥類

「市川市史自然編」では、262種（外来種を除く）が挙げられています。飛びこ
とができる鳥類は広い行動圏を持ち、それを市川市域という狭い範囲で「広域的な
分布」「局所的な分布」と扱うことには無理があります。そのため、ここでは繁殖・
越冬・通過に分け、それが市川市域で広域的に見られる種、局所的に見られる種に
わけて紹介します。

<繁殖>

市川市域で広域的に繁殖が見られる種としては、庭木を利用して繁殖できるメジ
ロ、巣箱を利用できるシジュウカラ、街路樹で繁殖するカワラヒワ、キジバト、ヒ
ヨドリ、建物や電柱、鉄塔などの工作物で繁殖できるスズメ、ムクドリ、ハシブト
ガラス、ハシボソガラスなどが挙げられます。これらの種は越冬においても広域的
に見られますが、たとえばヒヨドリやカワラヒワは季節によって他地域からの出入
りがあり、年間を通じた中では個体数に変動があります。

ツバメも市川市域で広域的に繁殖していますが、商店街の賑わいがなくなったこ
とで営巣数が減少したり、建物が建て替えられて営巣しなくなったりする例があり、
街の様子に変化していく中で、今後の動向には注意が必要です。

局所的に繁殖が見られる種としては、北部の谷津や樹林では、オオタカ、フクロ
ウ、キビタキなどが挙げられ、池や湿地、河川では、カイツブリ、カルガモ、カワ
セミなど、広い草原やヨシ原では、キジ、オオヨシキリなどが挙げられます。東京
湾岸ではコアジサシが繁殖しますが、市川市域では土地利用の過程で裸地が一時的
に生じた場合などに限られ、継続的ではありません。

<越冬>

市川市域で広域的に越冬が見られる種としては、広域的に繁殖が見られる種とし
て挙げたものに加え、ツグミ、ジョウビタキ、ウグイスなどが挙げられます。

局所的に越冬が見られる種としては、北部の谷津や樹林では、トラツグミ、ルリ
ビタキ、カケス、ヤマシギなど、広い草原やヨシ原、水田では、タシギ、タヒバリ、
オオジュリン、クイナなどが挙げられます。江戸川や調節池、公園の池では、ヒド
リガモやキンクロハジロなどのカモ類が越冬し、湾岸地域ではスズガモなどのカモ
類、カンムリカイツブリなどのカイツブリ類、アオサギなどのサギ類が多く越冬し
ます。また、江戸川放水路は東京湾岸で越冬するミヤコドリの餌場となっており、
春秋を含め、採餌に飛来する群れが見られます。

<通過>

夏に大陸北部や北極圏で繁殖し、冬は東南アジアやオーストラリア北部などの赤
道周辺で越冬する鳥類の多くが、日本列島を行き帰りの中継地として利用します。
その一部は市川市域にも飛来し、メダイチドリ、キョウジョシギ、チュウシャクシ
ギなどのシギ・チドリ類が江戸川放水路や行徳鳥獣保護区などの干潟・浅瀬を利用
します。

また、東南アジアなどで越冬し、繁殖のために日本に飛来して山地や列島北部をめざす種類が、市川市域の谷津や樹林に一時的に現れます。オオルリ、サンコウチョウ、コマドリ、ツツドリなどのほか、アカショウビンが保護されたこともあります。

3) 爬虫類

「市川市史自然編」では13種が挙げられ、トカゲ類、ヘビ類、カメ類があります。トカゲ類では、ニホンカナヘビとニホンヤモリが「広域的な分布種」で、市街地、樹林、草原などで幅広く見られます。

ヘビ類は6種で、「広域的な分布種」としてアオダイショウ、「局所的な分布種」としてシマヘビ、ジムグリ、ヤマカガシ、ヒバカリ、シロマダラが挙げられます。

カメ類は4種が挙げられていますが、市川市域の土地利用の変遷を考えた場合、古くからのカメ類の個体群が現在まで継続されているとは考え難く、市川市域で見られるすべてのカメは、逃がされたものかその子孫、あるいは他地域から移動してきたものと考えられます。ニホンイシガメやニホンスッポンと思われる種も市川市域で見られますが、市川市域に古くからいる個体群とは考えられません。市川市域のカメ類の歴史は、昭和時代の急速な都市化によっていったん終止符が打たれ、現在は新たなカメたちの歴史が紡がれていると考えられます。

4) 両生類

「市川市史自然編」では6種が挙げられ、いずれもカエル類です。サンショウウオ類はもともと分布せず、アカハライモリはすでに姿を消してしまいました。

「広域的な分布種」としてはアズマヒキガエルとウシガエルが挙げられます。このうち、アズマヒキガエルは住宅地でも見られますが、住宅の建て替えなどで池のある庭が減り、繁殖に適した場所は市街地では点在するだけになりました。成体の寿命が10年前後と長いので、池が埋められた後もしばらくは見られますが、新しい世代の追加がなければやがて姿を消します。学校の池などに頼らざるを得ない状況です。

「局所的な分布種」としては、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエルが挙げられますが、個体群として安定しているのはニホンアカガエルだけです。他の2種は耕作されている水田に強く依存するため、すでに姿を消したシュレーゲルアオガエルとともに、水田がほぼなくなった市川市域では一時的に見られるだけで、安定した個体群があるとは思えません。

5) 魚類

「市川市史自然編」には数は示されていません。「広域的な分布種」としては、真間川水系に広く生息するコイ、フナ類（ゲンゴロウブナ、ギンブナ）、モツゴ、カダヤシ、東京湾から入ってくるボラ（幼魚）などが挙げられます。このうち、コイやフナ類の多くは、逃がされた個体に由来すると思われます。

「局所的な分布種」としては、真間川水系源流部である長田谷津（大町公園）で繁殖するスナヤツメ、ホトケドジョウが挙げられます。トウヨシノボリも、古くからのものと思われる個体群が残っています。東京湾岸の江戸川放水路や行徳鳥獣保護区には東京湾から多くの魚が来ますが、トビハゼ、マサゴハゼ、マハゼ、トサカギンポなどは干潟や浅瀬に深く依存しているため市川市域の魚と考えることができ、「局所的な分布種」になります。

6) 昆虫

市川市域に生息する昆虫の種数は、「市川市史自然編」では約 2,700 種とされています。数が多いので全体を紹介することはできませんが、「広域的な分布種」としては、各分類群の一例としてシオカラトンボ、オンブバッタ、ハラビロカマキリ、マルカメムシ、アブラゼミ、ナナホシテントウ、アゲハ（ナミアゲハ）などが挙げられます。

「局所的な分布種」もすべてを挙げることはできませんが、トンボのなかまでは、北部の谷津に生息するオニヤンマ、樹林で成虫越冬するホソミオツネントンボやホソミイトトンボ、江戸川のヨシ原に生息するヒヌマイトトンボ、江戸川で羽化するナゴヤサナエなどが挙げられます。

バッタ・カマキリ・ナナフシのなかまでは、北部に生息するクツワムシやニホントビナナフシなどが挙げられます。また、カメムシのなかまでは、北部の谷津に生息する水生昆虫のコオイムシが挙げられます。

コウチュウのなかまは、北部の樹林や谷津に様々な種類が生息しています。長田谷津（大町公園）のヘイケボタル個体群も、その一例です。また、江戸川放水路などの湾岸地域に、キイロホソゴミムシなどの海岸性のゴミムシ類が局所的に生息しています。

チョウ・ガのなかまでは、幼虫が樹木の葉を食べる種類が北部の樹林に生息しています。ヤママユやオオミズアオなどのヤママユガ科の種類や、アカシジミ、ミズイロオナガシジミ、ミドリシジミなどの、かつてゼフィルスと呼ばれたチョウなどがその一例です。

ハチのなかまでは、北部の樹林に生息するいわゆる狩バチ類は、市街地には生息できない局所的な分布種が多く、また、危険なハチとして知られるオオスズメバチも生物としてみれば樹林に局所的に分布しています。

7) 昆虫以外の無脊椎動物

陸生の種類では、北部の谷津や樹林に生息するクモ類のキシノウエトタテグモ、陸貝のミスジマイマイ、キセルガイのなかま、甲殻類のトウキョウコシビロダンゴムシなどが「局所的な分布種」として挙げられます。

水生の種類では、北部の谷津に生息する貝類のカワニナ、マシジミ、甲殻類のヌカエビ、サワガニなどが「局所的な分布種」として挙げられますが、陸生・水生とも、あまり調査が進んでいない分類群もあり、調査すればもっとあるかもしれません。

江戸川放水路や行徳鳥獣保護区の干潟や浅瀬には、さまざまな種類の無脊椎動物が生息しています。二枚貝のシオフキ、オキシジミ、巻貝のアラムシロ、タマキビ、甲殻類のアシハラガニ、ヤマトオサガニ、ユビナガスジエビ、ハサミシャコエビ、そのほか、ゴカイ類やクラゲ類、イソギンチャク類などです。それらはすべて、市川市域においては「局所的な分布種」とすることができます。

8) 植物

市川市域に生育する植物の種数は、栽培種や絶滅種を除き「市川市史自然編」では約 1,100 種とされています。「広域的な分布種」の多くはいわゆる雑草で、その半数ほどは帰化植物（外来種）ですが、古くからの帰化植物も多く、いまでは身近な野草として親しまれている種類もあります。春に咲くオオイヌノフグリは、その代表格と言えます。

都市化が進んだ市川市域では、市街地以外の場所に生える在来種は、その多くが「局所的な分布種」と言うことができます。数多くの種類がありますが、あえて例示すれば、樹林や林縁のシロボウエンゴサク、チゴユリ、イチヤクソウ、シャクジョウソウ、イヌショウマ、キバナアキギリ、谷津の湿地のアオカワモズク（藻類）、ミクリ、オオマルバノホロシ、水田や調節池のイチョウウキゴケ、ミズワラビ、スズメノトウガラシ、ジョウロウスゲ、開けた草原のワレモコウ、オトギリソウ、コシオガマ、江戸川河川敷のノウルシ、ノカラマツ、タコノアシ、フジバカマ、ニガクサ、シロネ、河川敷に埋土種子として眠っているミズアオイ、カンエンガヤツリ、湾岸地域のハマヒルガオ、ハマエンドウ、アイアシ、シオクグなどが挙げられます。樹木では、ヤマハンノキ、クマシデ、ミツバウツギなどが挙げられます。ただ、ミツバウツギは市川市域での分布が片寄っているため、人為的に植えられたものが起源かもしれません。

2. 真間川水系水生生物調査

真間川水系水生生物調査にて確認された重要種、外来種を以下の表にまとめました。

表1. これまでの調査にて確認された重要種、外来種（魚類）

目名	科名	和名	生活型	重要種		外来種		実施年度		
				環境省RL (2020)	千葉県RL (2019)	外来 生物法	外来種 リスト	2008~ 2010	2018	2024
ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類	純淡水	VU	A			▲		
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	降河回遊	EN	C				■	●
コイ目	コイ科	ギンブナ	純淡水		D			▲	■	●
		タイリクハラタナ	純淡水				総重	▲	■	●
		モツゴ	純淡水		D			▲	■	●
		ニゴイ	純淡水		C			▲	■	
	ドジョウ科	ドジョウ	純淡水	NT				▲	■	
カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	純淡水			特定	総重	▲	■	●
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	純淡水	VU	B			▲	■	●
スズキ目	サンフィッシュ	ブルーギル	純淡水			特定	総緊	▲		
	ハゼ科	ヌマチチブ	両側回遊		D					●
		ヒリソゴ	両側回遊		D			▲	■	●

表2. これまでの調査にて確認された重要種、外来種（底生生物）

目名	科名	和名	重要種		外来種		実施年度		
			環境省 RL	千葉県 RL	外来 生物法	外来種 リスト	2008~ 2010	2018	2024
汎有肺目	モノアラガイ科	ハブタエモノアラガイ					▲	■	
	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	NT	C				■	
ヨコエビ	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ					▲	■	●
エビ目	ヌマエビ科	ミソレヌマエビ		A				■	●
		ヌカエビ		C			▲		
	テナガエビ科	テナガエビ		D			▲	■	●
		スジエビ		D			▲	■	●
	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ			特定	総緊	▲	■	●
	ペンケイガニ科	クロペンケイガニ		D					●
モクスガニ科	モクスガニ		D			▲	■	●	
カメムシ	コオイムシ科	コオイムシ	NT						●

注1：和名、学名、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）」に準拠した。

注2：重要種は、以下の基準資料により選定した。

「環境省レッドリスト2020（環境省、令和2年3月）」

EX：絶滅種 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体

「千葉県レッドリスト（2019年改訂版）」

X：消息不明・絶滅生物 A：最重要保護生物 B：重要保護生物 C：要保護生物 D：一般保護生物 情報不足

注3：外来種は、以下の基準資料により選定した。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」

総緊：総合対策外来種のうち、緊急対策外来種に該当する種。

総重：総合対策外来種のうち、重点対策外来種に該当する種。

注4：生活型

純淡水魚：一生を淡水域のみで生活するもの。

降河回遊魚：海で生まれ、淡水域に遡上して成長した後、産卵のために再び海に下るもの。

両側回遊魚：淡水域で生まれてすぐに海に下り、しばらくそこで過ごした後、産卵とは無関係に再び川に遡上するもの。

周縁魚：本来は海産魚であるが、生活環の一部で汽水域または淡水域に入るもの。

汽水魚：周縁魚のうち、一生の大部分を汽水域で過ごすもの。

出典）「真間川水系水生生物調査業務 委託調査報告書（令和7年2月 株式会社地域開発コンサルタンツ）」を一部改変して作成

3. 水環境健全性モデル調査（環境省令和6年度事業）

河川（国分川須和田橋）、湖沼（国分川調節池下池）、海域（三番瀬）にて地元の高校生、中学生による調査を行い、その際に捕獲・目視にて確認された底生動物、陸上昆虫、魚、小動物（両生類、爬虫類、哺乳類）、鳥、植物等のうち、重要種・特定外来生物を表3～5にまとめました。

表3. 国分川須和田橋にて捕獲・目視された重要種・特定外来生物

分類	目	科	和名	重要種	特定外来	夏	冬
底生動物	マイマイ目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	NT	-		1
魚	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	-	特定	++	+
	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	-	特定	1	
小動物	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	-	特定		3
		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	-	条件	1	
植物	ウリ目	ウリ科	アレチウリ		特定		●

表4. 国分川調節池下池にて捕獲・目視された重要種・特定外来生物

分類	目	科	和名	重要種	特定外来	夏	冬
底生動物	汎有肺目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	DD	-	+	
	エビ目	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	-	条件	+	++
	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	-	特定	++	++
小動物	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	-	特定	1	
	カメ目	ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	-	条件	1	

表5. 三番瀬にて捕獲、目視された重要種・特定外来生物

分類	目	科	和名	重要種	特定外来	夏	冬
底生動物	マルスダレガイ目	マルスダレガイ科	ハマグリ	VU	-	5	2
	スズキ目	ハゼ科	エドハゼ	VU	-	1	1
鳥	チドリ目	チドリ科	シロチドリ	VU	-	●	●
		ミヤコドリ科	ミヤコドリ	NT	-	●	●
		シギ科	ハマシギ	NT	-	●	●

注1：分類及び種名は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査生物種リスト」（国土交通省）を参考とした。

注2：重要種は、「環境省レッドリスト2020」（環境省報道発表資料、2020年3月27日）に記載の種を示す。

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 CR:絶滅危惧ⅡA類 EN:絶滅危惧ⅡB類 VU:絶滅危惧Ⅲ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群

注3：外来種は、外来生物法:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 平成16年法律第78号で指定された種を示す。

特定:特定外来生物 条件:条件付き特定外来生物

注4：個体数の+は10以上、++は100以上、●は目視で確認できた種を示す。

出典）水環境健全性モデル調査（環境省令和6年度事業）報告書

4. 緑地保全対策

市川市では市街地の緑や樹林地を下記の法令や条例に基づいて保全を行っています。

1) 都市緑地

「都市公園法」に基づいて指定している都市緑地は現在、江戸川河川敷緑地の他、じゅん菜池緑地、国府台緑地、斜面林を中心とした斜面緑地など、これまでに49地区76.41haを指定し緑地の保全に努めています。

2) 特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づいて特別緑地保全地区を指定しており、1981年に千葉県初の特別緑地保全地区として市川市に次の3地区を指定しました。

- 平田特別緑地保全地区 約0.7ha
- 子の神特別緑地保全地区 約0.7ha
- 宮久保特別緑地保全地区 約0.6ha 計3地区 約2.0ha

3) 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全区域

「首都圏近郊緑地保全法」に基づく首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境を有し公害、災害の防止及び無秩序な市街化防止に効果のある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するため、「首都圏近郊緑地保全法」に基づいて近郊緑地保全区域が指定されています。市川市では、1970年に新浜鴨場を含む83haが「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定され、海面埋め立て事業によって造成された工場群に接して広大な緑地が保全されています。さらに、1979年に新浜鴨場を除く56haが「鳥獣保護及び狩猟に関する法律（現：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）」に基づく県設の「行徳鳥獣保護区」に指定されています。

4) 生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内にある農地の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害や災害の防止と農林漁業と調和した都市環境の保全のために、農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画制度です。指定されると税制上の優遇措置が受けられますが、農地として管理することが義務付けられます。

2019年12月からは300㎡以上の農地に指定の対象を拡大し、小規模農地の保全を図っています。

5) 保存樹林及び保存樹木

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて保存樹林及び保存樹木が指定されており、現在 4 箇所約 1.7ha が指定されています。

また、2002 年度には、市街地に残された貴重な巨木や市の木であるクロマツを保全・育成するため、市川市保存樹木協定制度を制定しました。協定制度に基づき、巨木やクロマツを良好な状態に維持するための剪定費用等の一部を補助金として交付しています。

表6. 市川市保存樹木協定制度

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
協定本数（本）	173	170	179	186
主な樹種別本数 （本）	クロマツ 130 その他 43	クロマツ 128 その他 42	クロマツ 127 その他 52	クロマツ 130 その他 56

注) その他はクスノキ、イチヨウ等

6) 風致地区

「都市計画法」に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市景観の保全を図るため風致の維持が必要な地域を都市計画の中で指定するものです。「市川市風致地区条例」により、開発行為に対して一定の規制をすることによって緑にあられた秩序ある街並みの維持を目指しています。

市川市では、国府台、八幡、法華経寺、大町、梨風苑の 5 地区が指定されています。

7) 緑地協定

「都市緑地法」第 45 条、第 54 条に基づき、市民の方々（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境にしていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結することができます。現在は集合住宅棟 9 箇所約 5.5ha で緑地協定が締結されています。

8) 宅地開発条例事前協議

市川市において施工される宅地開発事業の計画に関する市と事業者による事前協議の手續、公共施設等の整備に関する基準、その他宅地開発事業の施工に関し、必要な事項を定めることにより、優良な宅地開発事業の施工を誘導し、もって優良な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えた街づくりを目的とするものです。

9) 緑地保全協定山林

市川市の樹林地は、台地と低地の境に帯状に分布する斜面林や北部の台地を中心に約 119.0ha（市域全体の約 2.1%）あり、良好な都市景観を構成するうえで重要な役割を果たしていますが、年々減少しつつあります。そこで、残り少なくなった私有樹林地を保全するため、山林所有者の団体である「市川みどり会」及びその他の山林所有者と市の間で「緑地保全に関する協定」を締結し、山林に対して、補助金の支給、固定資産税の減免、山林保険（施設賠償責任保険）の適用等を行うことで保全に努めています。2024 年度末現在で約 140 名の所有者、約 34.6ha の山林について協定を締結しています。

10) 屋上等緑化助成事業

生垣助成事業や屋上等緑化補助事業が実施されており、（公財）市川市花と緑のまちづくり財団による緑地の保全や緑化の推進が図られています。

表7. 生垣助成事業（実績）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	累計 (1989年度～)
申請件数(件)	2	4	4	3	2	2	0	420
整備延長(m)	44	38	50	58	63	17	0	6,470
補助金額(千円)	660	557	738	873	939	241	0	55,098

出典) データにみる市川市の都市基盤 2025（市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年6月）

表8. 屋上等緑化助成事業（実績）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	累計 (2001年度～)
申請件数(件)	0	0	0	1	0	0	0	40
緑化面積(m ²)	0	0	0	28	0	0	0	1,534
補助金額(千円)	0	0	0	70	0	0	0	8,631
緑化の種類	0	0	0	壁 1	0	0	0	0 屋 35、ベ 2、壁 3

※屋：屋上緑化、ベ：バルコニー緑化、壁：壁面緑化

出典) データにみる市川市の都市基盤 2025（市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年6月）

5. 鳥類モニタリング調査

2023年度は80種11,724羽が確認され、2015年度以降の調査により調査地全体で合計118種が記録されています。また、2015年度から2023年度に確認された鳥類のうち千葉県レッドデータブック及び環境省レッドデータブックに掲載されている種類は51種類となっています。シンボル種の過去5年の調査実績が以下の表のとおりとなっています。

草地・水辺のシンボル種として設定したセッカ・ヒバリの個体数はもともと少ない上に、若干の減少傾向が見られるようです。

表9. 過去5年で確認されたシンボル種の個体数

	里山環境のシンボル種		樹林地のシンボル種		草地・水辺のシンボル種	
	メジロ	ウグイス	コゲラ	アカゲラ	セッカ	ヒバリ
2019年	1,091羽	143羽	150羽	5羽	47羽	11羽
2020年	1,355羽	139羽	153羽	3羽	56羽	14羽
2021年	1,094羽	130羽	156羽	2羽	46羽	4羽
2022年	906羽	109羽	199羽	1羽	43羽	7羽
2023年	1,367羽	138羽	140羽	26羽	36羽	9羽
2024年	1,023羽	150羽	134羽	2羽	18羽	10羽

※2021、2022年度は行徳鳥獣保護区のデータを含んでいない。

6. いちかわ生きものマップ

各指標種の選定基準と生息・生育環境を表10、調査を開始した2015年度から2024年度までの調査実績を表11にまとめました。

各指標種の生息・生育に関わる環境（里山、樹林、草地、水辺）に着目し、2015～2024年までの各指標種の報告数をみると、木漏れ日が差し込むような林分を生育場所としている「ヤマユリ」が2020年以降の5年間、樹林や水辺を生息場所としている「アズマヒキガエル」や「オニヤンマ」が2021年以降の4年間確認されていません。これらの種の生息・生育が変化しておらず、水辺と樹林をつなぐ環境の劣化が起きている可能性が考えられるため、引き続き注目して調査を続けます。

表10. いちかわ生きものマップ指標生物一覧

分類	種	選定基準	生息・生育環境				
			里山	樹林	草地	水辺	
植物	ソメイヨシノ（開花）	開花・季節だより、気象変化の指標					
	キンラン	コナラやクヌギの二次林に生育する里山の環境指標	○				
	ヤマユリ	コナラやクヌギの二次林に生育する里山の環境指標	○				
	カラスウリ	林縁に育つツル性植物、市街地の環境指標	○	○			
	セイトカアワダチソウ	外来種でかつて猛威をふるったが衰退の傾向					
	ヒガンバナ（開花）	開花・季節だより、気象変化の指標					
哺乳類	アブラコウモリ	身近な野生哺乳類、蚊などを食べる益獣				○	
爬虫類	ニホンヤモリ	市街地の環境指標 夜行性、昆虫などを捕食	○				
	ニホンカナヘビ	市街地の環境指標 個体数減少傾向か				○	
	ヒガシニホントカゲ	市街地の環境指標 個体数減少傾向か	○				
両生類	アスマヒキガエル	水辺の環境指標 成体は水域から離れる		○		○	
	ニホンアカガエル	水辺の環境指標 谷津田の減少とともに激減	○			○	
鳥類	メジロ	緑の多い環境を好む里山のシンボル	○	○			
	ウグイス	フッシュ的な環境を好む里山のシンボル	○	○			
	ツバメ	草地や水辺など開けた環境を好み人工物に営巣				○	
	ヒバリ	まとまった草地や裸地を好む草地のシンボル				○	
	コゲラ	樹林地の環境のシンボル、最近は市街地の近くにも	○	○			
	カワセミ	水生生物をエサとする水辺の環境指標				○	
	シラサギ類	水生生物をエサとする水辺の環境指標				○	
	モズ	昆虫や両生類・爬虫類など多様な餌を採取	○	○		○	
	昆虫類	ナガサキアゲハ	生息域が北上中の南方系の種、気泡変動の指標				
		オニヤンマ	安定した流水と砂泥がある水路と林や藪の環境		○		○
ミンミンゼミ		幼虫は比較的乾いた土中を好む、乾燥化の指標					
クマゼミ		生息域が北上中の南方系の種、気泡変動の指標					
トノサマバッタ		貞操の草地に生息する草地の環境指標				○	
アカトンボ類		赤いトンボの総称、産卵場所は田んぼなど					
オオカマキリ		エサとなる昆虫類の生息が必要な草地の環境指標	○			○	
ミノムシ類		幼虫期ミノを作る蛾の総称、大型のオオミノガは激減	○				
クモ類		ジョロウグモ	エサとなる昆虫の生息が必要な林縁部の環境指標	○			
その他			指標種以外で目についた生きもの、希少種など				

表11. 2015年から2024年のいちかわ生きものマップ調査実績

分類	種	報告数										
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
植物	ソメイヨシノ（開花）	2	19	6	5	5	6	2	2	4	1	
	キンラン	0	3	1	0	1	1	2	1	0	5	
	ヤマユリ	3	12	1	1	1	0	0	0	0	0	
	カラスウリ	13	5	7	13	15	9	4	6	3	3	
	セイトカアワダチソウ	32	6	5	5	3	3	5	4	1	7	
	ヒガンバナ（開花）	5	8	10	8	10	8	11	5	7	11	
哺乳類	アブラコウモリ	3	7	1	0	0	1	2	1	0	0	
爬虫類	ニホンヤモリ	0	2	1	0	2	3	2	0	0	2	
	ニホンカナヘビ	4	15	4	5	6	5	8	8	4	5	
	ヒガシニホントカゲ	0	10	2	2	5	1	3	1	1	1	
両生類	アスマヒキガエル	2	7	4	1	1	1	0	3	0	0	
	ニホンアカガエル	2	2	3	4	4	1	3	1	0	0	
鳥類	メジロ	11	9	5	4	9	6	6	2	3	3	
	ウグイス	10	18	8	3	3	9	5	10	7	6	
	ツバメ	32	27	10	5	6	11	5	6	2	5	
	ヒバリ	2	3	0	1	0	2	0	7	1	1	
	コゲラ	11	10	5	4	1	5	2	3	0	1	
	カワセミ	23	23	8	4	8	20	20	12	6	15	
	シラサギ類	0	39	19	19	23	25	19	22	17	33	
	モズ	13	4	6	2	5	15	12	3	3	1	
	昆虫類	ナガサキアゲハ	15	11	10	7	1	2	1	0	2	0
		オニヤンマ	2	9	2	4	0	1	0	0	0	0
ミンミンゼミ		49	11	3	7	4	3	2	3	0	1	
クマゼミ		0	2	0	1	1	3	2	1	1	1	
トノサマバッタ		5	4	5	5	3	4	4	3	7	7	
アカトンボ類		23	23	3	3	6	5	9	7	11	5	
オオカマキリ		11	5	13	4	10	7	14	6	1	8	
ミノムシ類		6	5	3	1	7	2	4	5	1	1	
クモ類		ジョロウグモ	25	7	4	10	12	11	9	8	6	15
その他			84	149	162	235	354	385	359	349	302	496
計		388	455	311	363	506	555	515	479	390	634	

（単位：報告件数）

※その他は指標生物以外の種

※調査期間：各年3月～翌年2月

7. 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価

第一次生物多様性いちかわ戦略						基準年度 2014 (H26)
基本理念	基本戦略	行動計画	施策	指標番号	指標	数値等
「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人のつながりを形成すること	基本戦略1 生物多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」	(1) 地域の核となる自然環境を保全していきます	市内緑地の保全と活用	1-1	行徳近郊緑地特別保全地区の生物多様性の状況	鳥獣保護区(56ha)の鳥類確認種数:91種
				1-2	あいねすとの来館者数【新(2023年度~)】	—
				2	大町公園の生物多様性の状況	大町公園、市民キャンプ場、公園の適正な管理
			民有樹林地の保全協定の維持	3	協定山林の面積	38.1ha
			水辺の生物多様性の保全再生	4	真間川水循環系再生構想の推進	構想の実施計画である「真間川水循環系再生行動計画」に対する、4市の取り組み状況を、真間川懇談会で報告し合った
				5	三番瀬の再生事業の促進	県にて「三番瀬干潟的環境形成検討事業業務委託」を実施
				6	三番瀬再生事業の推進	漁業協同組合が漁場改善のため客土を実施(783m)
		7		優良農地の保全	農業振興地域の面積	386ha
		(2) 身近な自然環境の保全再生を図ります	都市公園の整備	8	都市公園の面積	—
			市街地の緑地の保全	9	都市緑地の面積	60.58ha
			河川環境の保全	10	生物の生息状況 海~川~谷津のつながり	全体延長1,621mのうち1,496m(92.3%)が整備済
			市民に親しまれる身近な自然環境の再生	11	子どもたちが体験・体感できる場	各学校で実施 いちかわ戦略周知のため開催
		(3) 地域本来の生物を保護・再生し、外来生物による生態系への影響の軽減を図ります	地域本来の生物相の保護・再生	12	在来種の生息地の状況	浅井戸水の供給
			外来生物対策	13	アライグマの侵入状況	アライグマは市内で繁殖には至っていない
			園芸植物やペットの適正な管理と飼育	14	【旧(〜2022年度)】地域戦略の市民認知度 【新(2023年度~)】外来生物についての啓発活動数	「ガーデニングシティ・いちかわ」の推進により在来種の生息環境保全を図った
		(4) 民有地の緑を増やし保全します	住宅地の緑化推進	15	住宅地の緑化に関する市民意識	生埋設置助成7件(95.4m) 屋上緑化助成0件(0m)
			大型店舗や工場敷地の緑化推進	16	工場緑化の状況	緑化基準達成率:工場・事業所87%(27件/31件) 事業系建物の申請において、関連課の協議対象となるものは100%達成(セミナー参加者26名)
	都市農地の保全		17	生産緑地の指定面積	98.16ha	
	基本戦略2 豊かな文化と景観の保全・創出「文化と文化をつなげる」	(1) 地域の伝統ある行事を継承していきます	地域の伝統ある行事の継承	18-1	【旧(〜2022年度)】案内人の活動 【新(2023年度~)】伝統行事の案内	①観光・物産案内所での情報発信②市庁内案内人の活動への支援③市川市観光協会が生産する観光講座への支援(観光交流)④街回遊賞でのガイドツアーの実施⑤まち案内所開設(文化振興)
			指定無形民俗文化財への補助【新(2023年度~)】	18-2	—	
		(2) 文化的遺産や社寺林のある景観を守ります	社寺林と周辺緑地の保全	19	特別緑地保全地区の指定面積	—
			巨樹や巨木の保全	20	協定本数	189本
	基本戦略3 様々な人や組織との協働「人と人をつなげる」	(1) 市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全を行っていきます	市民ボランティアによる緑地や山林の保全	21	保全緑地の状況	12箇所
			事業者による緑地の管理	22	【旧(〜2022年度)】地域戦略の事業者認知度 【新(2023年度~)】事業者・市民を対象とした講演会への参加者数	生物多様性セミナーへの参加事業者数:16社
			市民ボランティア活動への支援体制の整備	23	【旧(〜2022年度)】事業の進捗状況 【新(2023年度~)】ボランティア団体の交流会の実施状況	—
		(2) 市民ボランティア活動に参加する市民や事業者のための人材育成をおこなっていきます	市民ボランティアの育成	24	花と緑の講習会 年間開催講座数	10講座
			市民と市民ボランティアとの交流の場の提供	25	いちかわこども環境クラブの参加クラブ数・メンバー数	10団体、90人
			市民ボランティアへの支援	26	エコギャラリー 参加団体数	12団体
				27	環境団体 登録団体数	環境活動団体:36団体 緑のボランティア活動支援:8団体
	(3) 生物多様性に関する知識と理解を広げていきます	生物多様性に関する知識の普及啓発	28	生物多様性に関する講座への参加者数	11回	
		生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存	29	指標生物による把握	—	
	基本戦略4 生物多様性の持続可能な利用「人と自然と文化をつなげる」	(1) 生物多様性に配慮した都市開発や事業活動、市民生活をおこなっていきます	道路建設における生物多様性への配慮	30	地域戦略の庁内認知度	都市計画道路3,14,18号事業地内のクロマツ保全 八幡5丁目クロマツ公園の整備
			事業活動における生物多様性への配慮	31	【旧(〜2022年度)】地域戦略の事業者認知度 【新(2023年度~)】事業者・市民を対象とした講演会への参加者数	生物多様性セミナーへの参加事業者数:16社
			消費活動における生物多様性への配慮	32	地域戦略の市民認知度	いちかわ戦略を知っている市民の割合:11%
		(2) 地球温暖化対策に取り組みます	地球温暖化対策の推進	33	温室効果ガスの市内における排出量	3129.6千t-CO2
再生可能エネルギーの普及			34	【旧(〜2022年度)】住宅用太陽光発電システムの普及件数 【新(2023年度~)】住宅用太陽光発電システムの設置設備容量	累計 3,051件	
(3) 子どもたちが自然や文化にふれあえる機会を増やします	子どもたちが自然や文化とふれあえる機会の提供	35	地域の自然や文化を身近に感じる子どもの割合	各学校で実施		

注) A:順調に進捗している B:進捗が遅れがある C:進捗の把握ができていない R:指標の見直しが必要である

短期目標年度(当初)		直近実績		短期中期目標	
2020(令和2)	評価	2024(令和6)	評価	2025(令和7)	
〔(56ha)の鳥類確認種類数:86種	A	鳥獣保護区(56ha)の鳥類確認種類数:82種	A	【旧(～2022年度)】生物多様性の回復 【新(2023年度～)】生物多様性の維持	
—	—	38,114人	A	生物多様性についての知識の向上	
看板、水路の一部修繕。 委託による樹木の剪定、伐採、草刈。	B	ナラ科等の樹木を対象としたナラ枯れ対策のための薬剤注入及び伐採。	B	生物多様性の回復	
(対H26年度比)△5%	B	34.6ha (対H26年度比)△9.2%	B	一民有樹林地の保全	
5人槽6基に対して高度処理型合併浄化槽への転換補助(5,544,000円)	A	5人槽2基の高度処理型合併浄化槽への転換補助(1,600,000円)	B	水辺環境の生物多様性の回復	
雨水貯留施設(雨樋取付型)7件、雨水貯留施設(浄化槽転用型)2件の設置に対する助成(281,555円)	A	雨水貯留施設(雨樋取付型)10件の設置に対する助成(159,150円)	B	水辺環境の生物多様性の回復	
※海造成を要望	B	干潟再生に先立ち、現在の環境を把握するためモニタリング調査を実施。	A	水辺環境の生物多様性の回復	
f:目的とした団体へ支援を実施	A	・新築深土砂を活用し、漁場に投入(約5,800m) ・漁場改善を目的とした団体へ支援を実施	A	三番瀬漁場の再生	
	A	386ha	A	一都市農業の振興	
公園(新設)、柏井町さつき公園(新設)	A	きんもくせい公園(新設)ほか5件新設	A	市街地の都市公園の拡充と保全	
	A	76.41ha	A	市街地の都市緑地の拡充と保全	
.621mのうち1,588m(98%)が整備済	A	整備済	A	河川の生物多様性の回復	
→すべては各学校に委ねている	B	江戸川ヒオトープは年1回草刈および専門員による生物調査を実施	B	子どもたちが体験・体感できる場の形成	
イノカシラフラスコモの生態に必要な浅井戸水の水質調査を実施。生態状況を確認。	A	イノカシラフラスコモの生態に必要な浅井戸水の水質調査を実施。生態状況を確認。	A	在来種の生態環境の保全	
2置件数:12基、7捕獲処分数:12頭	B	捕獲わな設置件数40基、アライグマ捕獲処分数:31頭	A	外来種の侵入を防ぐ	
ガーデニングシテ「いちかわ及び景観まちづくりの取り組みにより、在来種の生態環境の保全を図った	R	・Webサイトにて(外来種「入れない」「捨てない」「拡げない」)を周知。 ・令和6年2月「外来生物対策マニュアル」を策定し、周知。	A	【旧(～2022年度)】在来種の生態環境を保全 【新(2023年度～)】外来生物に関する適正な知識の普及	
生垣設置助成4件(50m) 屋上緑化助成0件(0m) 駐車場助成5件(196m)	B	生垣設置助成0件(0m) 屋上緑化助成0件 駐車場助成0件(0m)	B	住宅地の緑化に関する市民意識の向上	
・工場等の緑化届出件数:29件 ・年度未時点での工場等の緑地面積:968,726㎡	A	・工場等の緑化届出件数:35件 ・年度未時点での工場等の緑地面積:908,216㎡	B	生物多様性に配慮した緑化	
	B	291地区 82.13ha	B	生産緑地の維持	
いちかわ観光・物産案内所での情報発信や特産品等の紹介。 まち歩きイベントにて観光スポットを案内。	R	データなし	C	自然に根差した地域文化の伝承	
—	—	指定無形民俗文化財2件(国府台辻切り/御奉謝) 補助金額:90,000円	A	自然に根差した地域文化の伝承	
・行徳近郊緑地特別保全地区83ha ・特別緑地保全地区3地区(2ha) (平田、喜久保、子の神)	A	・行徳近郊緑地特別保全地区83ha ・特別緑地保全地区3地区(2ha) (平田、喜久保、子の神)	A	市街地の緑地空間の保全	
(対H26年度比)△9%	B	186本 (対H26年度比) △1.6%	B	巨樹、巨木の保全	
	A	16箇所	A	生物多様性に配慮した保全	
市内民間事業者を対象とした、いちかわ戦略の認知促進活動は未実施	R	和洋女子大学にて、大学生を対象に生物多様性セミナーを実施:24名	A	【旧(～2022年度)】いちかわ戦略の市内事業者への認知 【新(2023年度～)】事業者に対するみどりの管理に関する知識の普及	
ア9団体 会員数164名	A	ボランティア:8団体 会員数189名 交流会実施数:12回	A	市民ボランティア活動への支援体制の推進	
花と緑の講習会を定期的に開催し、市民への花と緑に関する知識を普及している	A	9講座	B	花と緑に関する知識と技術の普及	
170人	A	27団体、159人 講座:1回	B	【旧(～2022年度)】25団体 【新(2023年度～)】35団体(23年度33団体、24年度34団体)	
団体:32団体 ボランティア活動支援:9団体	B	7団体 環境活動団体:31団体 緑のボランティア活動支援:8団体	B	20団体(23年度13団体、24年度17団体) 45団体(23年度42団体、24年度43団体)	
自然環境講座、生物多様性セミナーを開催することにより幅広い世代に啓発を行った。	A	自然環境講座:2回、166人 生物多様性セミナー:1回、24人	B	【旧(～2022年度)】200人年 【新(2023年度～)】350人年(23年度330人、24年度340人)	
シンボル種(鳥類)確認数1,332羽(行徳除く) いきものマップ アクセス数4,206件 投稿数555件 調査員数132人	A	シンボル種(鳥類)確認数1,337羽 いきものマップ アクセス数1,295件 投稿数641件 調査員数146人	A	生物多様性に関する情報収集	
	A	都市計画道路3・6・32号の整備にて、街路樹の整備(ヒラドツツジ240本、ハアミズキ25本)	A	生物多様性に配慮した公共事業の普及	
2020年は新型コロナで中止、2019年は千葉商科大学で講演、2018年は市内小中学校の教員を対象にしたセミナー開催	R	和洋女子大学にて開催(野生生物対策について講演)	A	【旧(～2022年度)】生物多様性に配慮した事業活動の普及 【新(2023年度～)】事業者に対する生物多様性に関する知識の普及	
いちかわ戦略を知っている市民の割合:36%(388人/1081人)	B	いちかわ戦略を知っている市民の割合:38%(439人/1147人)	B	生物多様性に配慮した消費活動の普及	
Ft-CO2	B	2022年(速報値):2537.0千t-CO2	B	2145千t(23年度2290千t、24年度2218千t、25年度2145千t)	
w	B	2023年実績:24.848kw	A	【旧(～2022年度)】5,000件【新(2023年度～)】23,000kw(23年度21,000kw、24年度22,000kw)	
グリーンスクール事業等における学習を通じて生物を大切にしたいという記述や行動が見られるようになった。	A	グリーンスクール(日帰り)6回、グリーンスクール(宿泊)2回実施	B	地域の自然や文化に対する理解と普及	

8. 生物多様性いちかわ懇談会

市内の生きものの情報共有や、これからの市川の生物多様性について、市民の皆さんで行った懇談会の結果です。

生物多様性いちかわ懇談会

第1回：2024/11/16, 第2回：2024/11/30, 第3回：2025/01/19

出席者：市民19名（20代～80代）、総合環境課

第1回, 第2回では、公募により集まった市民19名が北東部・北西部・中部・南部に分かれ、各エリアの「生物多様性の現状」や「担い手」・「外来生物問題」の解決に向けた取り組みについて、意見交換を実施しました。第3回では、それらの意見をもとに、各エリアのリーダー・サブリーダーが、市域全体の目指すべき将来像や取り組みの在り方について、以下のように取りまとめを行いました。

〈懇談会が考える市川市が目指すべき将来像〉

2050年に市川市で実現すべき生物多様性の将来像を次のように提案します。

『多様でたくさんの「土・水・緑といきもの」が繋がった街』

『その価値を理解して、市民と自然が共生している街』

各エリアからの意見は、次のようにまとめられると考えました。

「市川市にある自然（土・水・緑といきもの）がこれ以上減少してほしくない」「自然の量だけではなく、中身や質も重要である」「多様な自然同士のつながり（コリドーやエコトーン）を確保していきたい」という“環境”に対する思い。

それに、「市民が生物多様性について理解し、自然を楽しむことで創り上げていきたい」「市民と市民、市民と行政がともに話し合い、地域戦略の思いを受け継いでいきたい」という“人”に対する思い。

よって、2050年に実現すべき将来像として、『多様でたくさんの「土・水・緑といきもの」が繋がった街』『その価値を理解して、市民と自然が共生している街』としました。

〈懇談会が考える自然との関わりのあり方〉

第1回, 第2回の懇談会では、「子ども達が自然に興味を示すための取り組み」や「大人が保全・再生に参加するための取り組み」の2点について検討してきました。

第3回の取りまとめでは、“子ども”と“大人”について、密接につながったものと判断し、次のようなフレーズにまとめました。

『学校教育や地域での交流を通じて、“子ども”も“大人”もつながって、学び・楽しみ・話し合える場を維持・拡大していくことが望まれる』

これまで、市川市で行われてきた、学校における虫採りや米づくり、親子での観察会や体験会、農業ボランティア等の取り組みを、今後も継続し、さらに幅広い人・場所・取り組みに拡大することが重要であると考え、『学校教育や地域での交流を通じて、“子ども”も“大人”もつながり、学び・楽しみ・話し合える場を維持・拡大していくことが望まれる』としました。

なお、時間の関係で外来生物問題についてまとめることができませんでしたが、第2回懇談会では外来生物について、増やさない・拡げない、正しい情報の周知、新たな外来生物については正確な情報を早期に収集し防除する仕組みを整備すること、在来生物や生態系を守る取り組みを行うこと、などが大切であるという意見が出されていたことを報告します。

北西部 リーダー

	北東部	北西部	中部	南部
<p>【1】の ため に ど の よ う な 取 組 み を し て い け ば 良 い か</p>	<p>真間川流域にミシシッピアカミミガメが増えない状態 ・緑が増えてほしい ・親子で利用できる遊具ではない自然の公園 ・田んぼを増やしたい ・ホタルが見られるようにしたい ・国分川調節池にもっと木が植えてある ・栗農家を守る ・大柏調節池緑地の周辺環境を良くする ・谷津を守る ・街路樹に郷土樹木を使う（バラだけではない） ・広報、SNS、YouTubeで大町公園を紹介する ・テベロッパーへの必要な規制 ・落ち葉バンク</p>	<p>北西部は緑と水が多い環境なのでこれを活かし、ピジターセンター、コービショップ、歩きやすい遊歩道の整備（整備しすぎない） ・上記に行きやすいようにサイクリングロードなどの整備 ・ボランティアと市役所、ボランティアと専門家の協力体制の構築</p>	<p>現在残る緑地や歴史的な部分を残してほしい ・街路樹を自然と共生できるように管理する ・ベンチスペースなどが無いので木と土があるスペースに小さい休憩所を作ってほしい ・狭い土地に無理に木を植えずに、まとめて植えるスペースを作る。 ・緑地を守る ・現状についての反省。具体的な改善を目指す。 ・空地を生かしていけば良いと思う。 ・無理な枝切りはしない ・過去から現在の自然環境の移り変わりをデータ化する ・取組によって特になるような事（ポイント付与など）を取り入れる。（例：コンクリートから緑地にするなど毎年ポイント、等） ・勉強（食育等）を通じて学んだり安心して学べる環境を作る。 ・大人がまず自然を大切にする姿勢を見せる ・学校教育で教える ・身近な自然を守りそこで遊べるようにする（遊具などは無くても良い） ・YouTubeなどで自然で遊んでいるのをアピールする</p>	<p>緑の多いエリアにしたい ・江戸川放水路を大事に ・塩田の復活、海苔の養殖 ・鳥や生きものがたくさんいる海 ・高齢化にも対応した街づくり。（高齢者から子どもまで） ・海、放水路、保護区の一体化した自然環境を作る</p>
<p>【2】の よ う な 取 組 み を し て い け ば 良 い か</p>	<p>水と樹林と草地が一体となった場を増やす ・谷津を利用する ・幼虫のえさ場（木を植えて、カブトムシとかが多様な虫のための場）があるといい ・イベントの実施（虫とりや「そこにあるもの」を食べるなど） ・小学生の子ども達に田んぼ体験をさせたい ・遊具がなくても工夫するきっかけをつくる</p>	<p>環境整備をして水辺に入れる場所や自然にふれあえる場所を作る（虫取りなどができる環境） ・市川の自然を知ってもらう機会を作る（小学校の調べ学習、リーフレットやHP、観察会等） ・子ども主体で活動できる場所の創出</p>	<p>子どもが学校で学んだことを大人に教える ・子どもたちに船にのってもらい海の体験をしてもらう ・カキ礁を整備して子どもが安全に、裸足で歩けるような場所にする ・中長期的に取り組める事を取り入れる（例：高校生に地引網を月1で1年間引いてもらい調査を実施。その結果、生きものが好きになった生徒が増えた。）</p>	<p>子どもが学校で学んだことを大人に教える ・子どもたちに船にのってもらい海の体験をしてもらう ・カキ礁を整備して子どもが安全に、裸足で歩けるような場所にする ・中長期的に取り組める事を取り入れる（例：高校生に地引網を月1で1年間引いてもらい調査を実施。その結果、生きものが好きになった生徒が増えた。）</p>

9. 環境団体アンケート

環境団体アンケートの結果概要

1. 調査概要

- 1) 期間 2025年5月9日～26日
- 2) 対象 市川市環境登録団体及びこれまでに要望、提案、協力いただいた団体（回答数：18団体（送付団体数：24団体））
- 3) 概要 設問①団体の概要（団体情報（団体名、代表者名など）、団体の活動状況、団体の活動する上での課題、二次戦略の施策との関連）
設問②第二次生物多様性いちかわ戦略の施策に対する意見

2. 調査結果

設問① 団体の概要

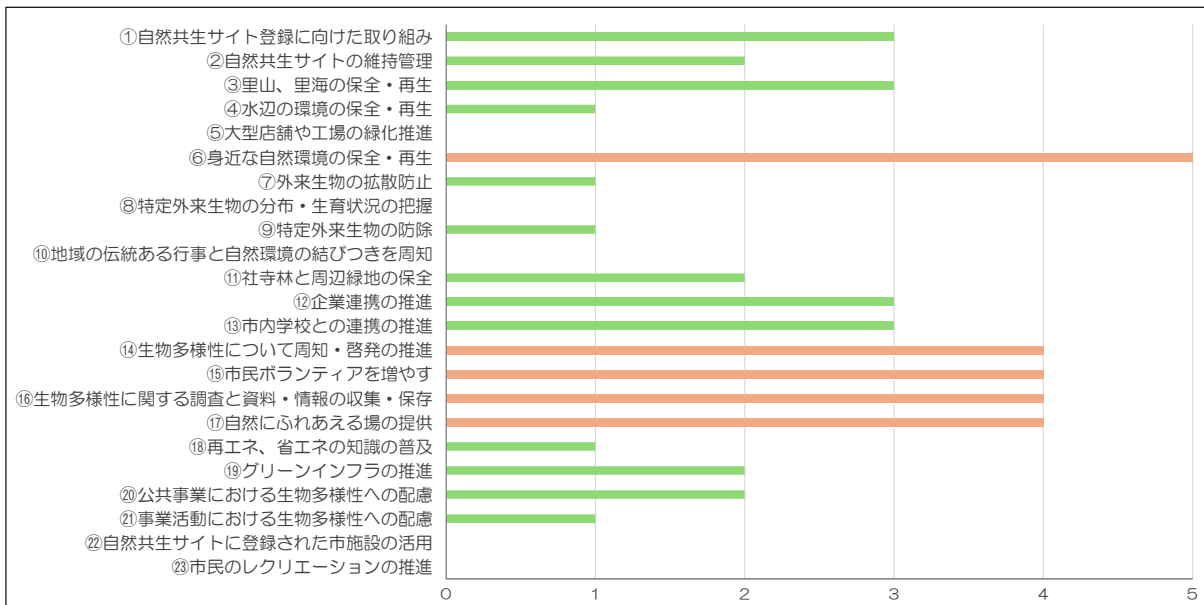
「団体の活動状況」、「団体の活動する上での課題」、「二次戦略の施策と団体との関連」について、回答数の多い順に並べ、上位の者を下表に示しています。

質問	回答結果（上位3位まで表示）
〔記述式〕 団体の活動状況	※記述式の回答を類型化して整理しました。 1. 維持管理、整備……………10団体 2. 自然復元・再生・保全……………9団体 3. 普及・啓発活動……………6団体 3. 調査……………6団体
〔記述式〕 団体の活動する上での課題	※記述式の回答を類型化して整理しました。 1. 高齢化・人手不足……………11団体 2. 市の取り組み不足……………8団体 3. 普及啓発不足……………3団体
〔選択肢＋記述式〕 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策と団体との関連 〔選択肢〕 第二次生物多様性いちかわ戦略骨子施策案一覧 ①自然共生サイト登録に向けた取り組み ②自然共生サイトの維持管理 ③里山、里海の保全・再生 ④水辺の環境の保全・再生 ⑤大型店舗や工場の緑化推進 ⑥身近な自然環境の保全・再生 ⑦外来生物の拡散防止 ⑧特定外来生物の分布・生育状況の把握 ⑨特定外来生物の防除 ⑩地域の伝統ある行事と自然環境の結びつきを周知 ⑪社寺林と周辺緑地の保全 ⑫企業連携の推進 ⑬市内学校との連携の推進 ⑭生物多様性について周知・啓発の推進 ⑮市民ボランティアを増やす ⑯生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存 ⑰自然にふれあえる場の提供 ⑱再エネ、省エネの知識の普及 ⑲グリーンインフラの推進 ⑳公共事業における生物多様性への配慮 ㉑事業活動における生物多様性への配慮 ㉒自然共生サイトに登録された市施設の活用 ㉓市民のレクリエーションの推進	1. ⑥身近な自然環境の保全・再生……………6団体 1. ⑰自然にふれあえる場の提供……………6団体 3. ③里山、里海の保全・再生……………4団体 3. ⑭生物多様性について周知・啓発の推進…4団体

※「第二次生物多様性いちかわ戦略の施策と団体との関連」は、施策案の中より関連性が高いとして選んだ団体の数が多い施策を示しています。

設問② 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策に対する意見

「第二次生物多様性いちかわ戦略骨子案の施策の中で、市川市で力を入れて取り組むべき施策」として選んだ団体が多かった上位 5 件をオレンジ色で示しています。



上位 5 件について、施策を選んだ理由や要望の一部抜粋を下記に示します。

施策⑥身近な自然環境の保全・再生

- ・生物多様性を進めるためにある程度の広さのある緑地、連続性のある緑地が必要。民有地の買取りを進めて欲しい。
- ・ナラ枯れ病による枯損木の処理などは安全確保の観点からも迅速な取り組みが必要である。

施策⑭生物多様性について周知・啓発の推進

- ・2014～2017 年までは学芸員などによる市民向け自然環境講座が年 10 回行われ参加者も 100 人を超している。このような講座が重要なので復活してください。

施策⑮市民ボランティアを増やす

- ・市民に自然に関する興味を持ってもらうことが重要で、そのための体験ができる場と情報とサポートについて、既往のボランティアなどと協力し、市民参加のプログラムを作り、市がサポートしていく必要があります。

施策⑯生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存

- ・生物多様性いちかわ戦略を実施したことによって、市川の自然環境保全・再生がどの程度達成されたかが分かる調査は必須である。その調査結果を定期的に市民に公表し、理解と協力を得ることが必要である。

施策⑰自然にふれあえる場の提供

- ・子ども達が自然とふれあう講座をふやす。
- ・自然環境の学習にはその場の提供が必要である。市内緑地の場の提供とさらなる場の拡大に向けた取組が市の重要な課題である。

10. 第二次生物多様性いちかわ戦略策定の経緯

年度・月	項目	概要
令和6年度	真間川水系水生生物調査	第二次生物多様性いちかわ戦略策定における基礎資料を収集するために真間川水系の水生生物の生息状況の調査
令和6年度	水環境健全性モデル調査（環境省令和6年度事業）	環境省による「水質以外の観点によるモニタリング」の導入を検討するための総合的な水環境調査
令和6年度	生物多様性いちかわ懇談会	市民参加 19名
令和7年5月9日～5月26日	環境団体への状況調査	24団体
令和7年7月1日	第1回生物多様性いちかわ戦略推進会議	戦略素案の内容について
令和7年8月5日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 環境審議会への諮問 素案への意見
令和7年8月16日～9月14日	パブリックコメントの実施	意見提出者数 22人 意見数 185件
令和7年9月18日	第2回生物多様性いちかわ戦略推進会議	指標について
令和7年11月13日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 素案（修正版）への意見
令和7年12月5日	第3回生物多様性いちかわ戦略推進会議	戦略の内容について
令和8年1月16日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 答申案の検討
令和8年2月5日	環境審議会からの答申	

11. 市川市環境審議会委員、専門委員名簿

委員名簿

市川市環境審議会委員

氏名	所属・役職	選出区分
熊谷 優子	和洋女子大学 教授	学識経験者
西原 勝徳	市川商工会議所 議員	市内の事業場の代表者
小泉 文人	市川市議会	議会の推薦した議員
太田 丈之	市川市議会	議会の推薦した議員
門田 直人	市川市議会	議会の推薦した議員
とくたけ 純平	市川市議会	議会の推薦した議員
富家 薫	市川市議会	議会の推薦した議員
ほとだ ゆうな	市川市議会	議会の推薦した議員
山中 右次	市川商工会議所 議員	市内の事業場の代表者
杉本 卓也	千葉商科大学 教授	学識経験者
小倉 裕直	千葉大学 大学院 教授	学識経験者
大野 京子	市川市医師会 副会長	学識経験者
新井 るり子	市川市薬剤師会 副会長	学識経験者
小川 治夫	市川市農業委員会 会長職務代理者	農業の代表者
秋本 久	市川市漁業協同組合 代表理事組合長	漁業の代表者
道下 経枝		市民の代表者
久野 綾子		市民の代表者

※令和7年6月24日現在

市川市環境審議会専門委員

氏名	職業等	専門
小林 達明	千葉大学 名誉教授 農学博士	里山環境の保全と回復 木本植物の生理生態

12. 諮問書

市川第 20250714-0245 号
令和7年8月5日

市川市環境審議会
会長 熊谷 優子 様

市川市長 田中 甲

第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について（諮問）

市川市環境審議会条例第2条の規定により、別紙を添えて下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

- 諮問事項
第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について

諮 問 理 由

本市では、まちの魅力である貴重な自然環境と、そこに暮らす様々な生きものたちを守り、後世に引き継いでいくため、生物多様性基本法第13条に基づき、平成26年3月に「生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

これまでモニタリング調査などに取り組んでいるところですが、本市の生物多様性を保全・再生するためには、より一層、市民や事業者、大学をはじめとする教育機関など、様々な主体との「連携強化」を図る必要があります。

そして何より、水は生き物の命の源であることから、本市の特徴でもある江戸川をはじめとする、さまざまな河川の「水環境」を改善しなければなりません。

そこで、この「連携強化」を図るとともに、「水環境の改善」を最大のテーマと位置づけ、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定したいと考えております。

つきましては、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定するにあたり、水環境の改善の中で、市内の「清流」を取り戻し、その先の「生物多様性の豊かなまち」につなげるための、必要な視点や取り組みの方向性などについて、市川市環境審議会に意見を求めるものです。

13. 答申書

市 環 審 第 7-7 号

令 和 8 年 2 月 5 日

市川市長 田 中 甲 様

市川市環境審議会

会長 熊谷 優子

第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について（答申）

令和 7 年 8 月 5 日付け市川第 20250714-0245 号で貴職から諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

第二次生物多様性いちかわ戦略の
策定について

答 申

令和8年2月

市川市環境審議会

市川市は、北部の下総台地や谷津、西部に接する江戸川や中央部を流れる真間川水系の河川、南部の東京湾に面した干潟と浅海域など、台地や谷津から海にいたるつながりに富み、豊かな自然に恵まれています。

しかしながら、近年は開発による緑地や農地の減少及び地球温暖化によって、生物多様性への影響が懸念されています。

これらの課題を解決しつつ、今ある自然を後世に引き継いでいくため、市川市においては、以下に示す内容を取り組みの方向性として戦略に反映し、様々な主体との連携強化を図り、「自然と共生し多様な命を育みながら世代を超えて学び楽しみつながるまち」を目指していくことを強く期待します。

1. 水は生き物の命の源であるという考えの下、生物多様性の豊かな自然を再生することを目指し、水環境を改善し清流を取り戻すための施策の設定及び積極的な取り組みに努めること
2. 河川から海辺に至るまでの水環境を軸として、緑化の推進も含め、生物多様性の保全・再生が図られるよう、本市に生息・生育する動植物の状況、外来生物対策などについて、現状や課題の把握を行い、改善に向けた取り組みを進めること
3. 国が掲げる「30by30」の達成に向け、地域を巻き込み、自然共生サイト登録地域拡大に向けた取り組みを進めること
4. 市、市民、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体の連携を推進するため、協働に関する施策を定め、一丸となって推進すること
5. この戦略は生物多様性に係る地域戦略であることから、市川市の地域特性や特徴を盛り込み、市民や事業者など多くの方々に市川市の生物多様性の状況について当事者意識を持ってもらえるよう努めること

14. 用語解説

生物多様性をより理解するため、関連する自然環境の熟語なども加えました。

《あ行》

愛知目標（あいちもくひょう）

愛知目標は、戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実現するという 20 の個別目標です。

この愛知目標は、数値目標を含むより具体的なものであり、そのうち、生物多様性保全のため地球上のどの程度の面積を保護地域とすべきかという目標 11 に関しては、最終的には「少なくとも陸域 17%、海域 10%」が保護地域などにより保全されるとの目標が決められ、その他にも「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」といった目標（目標5）が採択されています。

維管束植物（いかんそくしょくぶつ）

維管束植物とは、地上に生育する植物の中で、体内で栄養分や水分を運ぶための維管束を持つものを指しており、シダ植物、裸子植物、被子植物が含まれます。高等植物と呼ばれることもあります。

維管束の存在は植物が大型化し、陸上での生活に適応する上で重要な役割を果たしました。

一級河川（いっきゅうかせん）

河川は上流部から小さな河川が合流し、この合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうにしたがい、大きな河川となっていきます。これら一群の河川を合わせた単位を「水系」と呼んでいます。

1965 年に施行された河川法（昭和 39 年法律第 167 号）によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令により指定されたものを「一級水系」と呼んでいます。一級水系に係る河川のうち河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川が「一級河川」です。

逸出（種）（いっしゅつ（しゅ））

植物の場合は、栽培している植物が管理下から外れて野生化することをいいます（動物の場合は飼育している動物が逃げ出すこと）。

これにより本来は日本に生育しない国外の植物種が侵入し、自然界へ広がっている例が数多くみられます。

遺伝資源（いでんしげん）

遺伝資源とは、生物の遺伝子に由来する素材であり、遺伝の機能的な単位を持つものです。具体的には、遺伝子、DNA、RNA などが含まれます。生物多様性条約において、遺伝資源は、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義されています。

入り江（いりえ）

入り江とは、海岸や湖の一部が侵食作用によって陸側にえぐるように入り込んでできた地形のことです。湾よりも規模の小さな地形です。浦（うら）、入り海（いりうみ）ともいいます。

well-being（うえるびーいんぐ）

ウェルビーイング（well-being）とは、「幸福」、「健康」という意味に加え、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされている広い意味の幸福を指す概念を言います。世界保健機関（WHO）憲章では、健康とは何かを説明する前文（以下）にウェルビーイングという言葉が使われています。

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること（ウェルビーイング: well-being）をいいます」

雨水浸透施設（うすいしんとうしせつ）

雨水浸透施設とは、雨水を地下に浸透させることで、下水道や河川への流入を抑制し、水害を防ぐための施設です。

雨水貯留施設（うすいちよりゅうしせつ）

雨水貯留施設とは、降雨によって集まった雨水を貯めるための施設で、主に洪水のリスクを軽減し、地下水の保全や湧水の復活を目的としています。これにより、都市部での浸水被害を緩和し、河川への負担を軽減することが期待されています。

園芸種（えんげいしゅ）

園芸種とは、交配等により野生の植物を人為的に育てやすく、観賞向きに改良した品種のことです。これらの品種は、花付きが良い、花が大きい、実付きが良いなど、観賞価値が高められています。

塩性湿地（えんせいしち）

塩性湿地とは、海岸にある湿地であり、海に近いため潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水するか、または陸地となる地形です。干潟全般よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、通常、塩生植物の繁殖が見られます。

OECD（おーいーしーえむ）

OECDとは、Other effective area-based conservation measures の略で、保護地域以外で生物多様性を効果的に保全するための区域を指します。日本では、里地里山、企業林、社寺林などが具体例として挙げられます。「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」は、2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保全する目標ですが、国立公園など既存の保護地域制度以外の手段によらないと、その達成が困難とされており、その意味でOECDが注目されています。

屋上緑化（おくじょうりょっか）

屋上緑化とは、建築物の屋上や屋根に植物を植え、緑を増やすことを指します。これにより、都市環境の改善や快適な生活空間の創出を目指します。屋上緑化は、特に都市部でのヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー効果が期待されています。

《か行》

カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

海浜性生物（かいひんせいせいぶつ）

海浜性生物とは、海と陸の境界に位置する海浜生態系に含まれる生物であり、海浜生態系の重要な機能を担っています。海浜性生物の多様性は、海浜生態系の健康と持続可能性に大きく影響を与えます。海浜性生物の保護と保全は、海浜生態系の維持と生物多様性の向上に寄与します。

海洋の一次生産（かいようのいちじせいさん）

海洋一次生産とは、大気中または溶存二酸化炭素から海洋で有機化合物を化学合成することです。これは主に、光をエネルギー源とする光合成のプロセスによって行われますが、無機化合物の酸化または還元をエネルギー源とする化学合成によっても行われます。地球上のほぼすべての生命は、直接的または間接的に一次生産に依存しています。

海洋の酸性化（かいようのさんせいか）

人間活動によって排出される二酸化炭素は、地球温暖化を引き起こす主要な温室効果ガスですが、近年、大気中に放出された二酸化炭素を海洋が吸収していることにより引き起こされる問題として、「海洋酸性化」が指摘されています。海水中のpHは一般的に弱アルカリ性を示しますが、海水中に二酸化炭素が多く溶け込むとpHが下がり、海水のアルカリ性が弱まります。海洋酸性化の指標として用いられるpHは、水素イオン濃度の逆数の対数で定義される値であり、水素イオン濃度が増えるとpHは下がります。このように海洋のpHが長期にわたって低下する現象を「海洋酸性化」と呼んでいます。

外来種（がいらいしゅ）

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）のことを表すと思われがちですが、例えばカブトムシのように、本来は本州以南にしか生息していない生物が北海道に入ってきた、というように日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合も“外来種”となり、もともとからその地域にいる生物に影響を与える場合があります。このような“外来種”のことを「国内由来の外来種」と呼んでいます。

可動堰（かどうぜき）

堰とは、河川の水位を調節して、都市用水や灌漑用水等の取水や、塩水の遡上の防止、河川を分派する等の目的のために河道を横断して設置する施設で、河道の縦断形を将来にわたって制御する施設のことです。堰は、可動堰と固定堰に分けられ、ゲートによって水位の調整ができるものを可動堰といいます。

環境学習（かんきょうがくしゅう）

環境学習は、自然や環境についての知識を深め、その知識を通じて行動を促す学びを指します。具体的には、学校の授業や地域のイベントでの自然観察、環境保護活動への参加などが含まれます。

涵養（かんよう）

降雨や川の水が地下に浸透し、地下水が蓄えられている地層へ徐々に流れ込むことをいいます。降った雨水が土壌に貯まり、その後少しずつ流れ出ていくことで、川の流量の安定化や洪水の緩和、水質浄化等の効果があります。

気候変動（きこうへんどう）

気候変動とは、長期間にわたって気温、降水量、雲などの気候平均や変動性が変化する現象のことを指します。人為的要因の大きなものとしては温室効果ガスがあり、その排出量の増加は温室効果をもたらします。産業革命が始まって以降、大量の人為的な温室効果ガスが大気に放出されています。

近郊緑地（きんこうりょくち）

近郊緑地とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第2条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第2条において定義づけられている緑地を指します。これらの法律は、近郊緑地が、住民の健全な生活環境の確保（首都圏）や文化財の保存、観光資源の保全など（近畿圏）に役立ち、首都圏または近畿圏の秩序ある発展に寄与することを目的として制定されました。

近郊緑地特別保全地区（きんこうりょくちとくべつほぜんちく）

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する等の土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができます。

降河回遊魚（こうかかいゆうぎょ）

普段は河川で生活しているが、海に降って産卵し、誕生した子どもが川を遡る魚種を降河回遊魚といいます。代表的なのはウナギですが、ウナギの場合は河川に上らず、沿岸域で過ごす個体もいるので完全には当てはまりません。甲殻類のモクズガニもこれに該当します。

後背湿地（こうはいしっち）

後背湿地とは、広義には沖積低地や浜堤平野の微地形の一種であり、自然堤防や浜堤の背後に形成された微低地を指します。狭義には、自然堤防の背後にある低湿地の部分指します。河川が氾濫すると、流れが弱まることで砂や泥が堆積し、自然堤防が形成され、その背後に水が残ることで湿地が生じます。

《さ行》

再エネ（さいえね）

再エネ（再生可能エネルギー）とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、枯渇せずに繰り返し活用できるエネルギーのことです。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

採草地（さいそうち）

家畜の飼料や堆肥の原料となる草を刈り取るための草地のことです。

在来種（ざいらいしゅ）

ある地域に従来生息・生育している固有の動植物種をいいます。外来種、外来生物、帰化植物に対して用いられます。一般的に、自然の回復には気候風土に合っている、これらの種類を用いるのがよいとされています。

里海（さとうみ）

里海とは、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。

里地（さとち）

里地とは、都市と原生的自然との間に位置し、集落を取り巻く農地や雑木林、ため池などで構成される地域を指します。里地は人々が自然に働きかけて形成された空間であり、持続的な農業や林業が行われてきた場所です。また、里地は多様な生物が生息・生育する重要な生態系でもあります。

里山（さとやま）

里山とは、山地と集落の間に広がる農地やため池、草原、人が管理する森林などで構成されている伝統的な農地景観です。その豊かな生態系は人が自然に手を加えることにより生まれ、維持されてきました。

サプライチェーン（さぶらいちえん）

サプライチェーンとは、原材料や部品の調達、生産、在庫管理、物流・配送、販売、そして最終消費者に至るまでの「モノ」の流れを含む一連のプロセスです。

三番瀬（さんばんぜ）

千葉県浦安市、市川市、船橋市、習志野市に跨る干潟のことです。干潟としては東京湾奥部最大の面積です。

支川（しせん）

本川に合流する河川のことです。本川に直接合流する一次支川（いちじしせん）、一次支川に合流する支川を二次支川（にじしせん）と区別する場合があります。

自然共生サイト（しぜんきょうせいさいと）

自然共生サイトとは、生物多様性の保全が図られている区域で、環境省が認定する制度です。令和7年4月から、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）（令和6年法律第18号）に基づき認定された実施計画の実施区域も自然共生サイトとなります。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域がOECMとして国際データベースに登録されます。

自然資本（しぜんしほん）

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されています。自然資本とは、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができます。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが、国民の生活を安定させ、企業の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられます。

市の木・クロマツ（しのき・くろまつ）

市川市の市の木は黒松（クロマツ）です。江戸名所図会などに見られる市川の景色には、必ずと言っていいほど、クロマツが描かれています。現在も市川砂州等を中心とした街並みの中に、数千本のクロマツを見ることができます。

クロマツの枝は、門松用に江戸に出荷されたり、行徳での製塩の燃料にも使われていたほか、モモやイチゴ等が栽培されていた頃には、防風林の役割もあったなどといわれています。

下総台地（しもうさだいち）

千葉県北部は、もともと浅い海底に堆積した泥や砂などが陸化した海岸段丘面であり、過去6000年ほどの間に起きた大地震のたび、土地の隆起が起こることによって生じました。

市川市などは、その周りに広がる沖積平野から一段高くなっていることから、下総台地と総称され、いくつかの段丘面に分けられています。下総台地の前面には、国分谷と大柏谷の出口をふさぐ形で微高地が作られており、この土地は市川砂州と呼ばれています。

社寺林（しゃじりん）

神社や寺院が所有する森林のことです。社寺有林、寺社林、境内林ともいわれます。

神社や寺は数百年前から千年以上前に作られているものもあり、その時代から社寺林があったと考えられます。社寺林は人によって管理されてはいても、改変が少ないため、希少な生きものの生息・生育場所となっていることがあります。

斜面林（しゃめんりん）

斜面に成立している樹林のことをいいます。関東地方では谷津を縁取る形で残存しており、市川市では、河川沿いや平地と台地の境に生じる急斜面にみられることが多いです。

市街地では、平らな場所は商業用地や住宅地として高密度に土地利用がなされるため、斜面林は比較的開発を免れることが多かったものと考えられます。谷津にみられる斜面林では、狭い面積に対して、多様な生物が生息・生育する豊かな生態系が保持されていることもあり、谷津を縁取るように位置している場合、緑の回廊としての効果もみられます。

終末処理場（しゅうまつしゅりじょう）

終末処理場とは、下水道から流入した汚水を最終的に処理し、河川や海域に放流するための施設です。下水処理の最終段階であり、汚水を無害化するための処理を行います。

首都圏近郊緑地保全法（しゅとけんきんこうりょくちほぜんほう）

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的として制定されています。

純淡水魚（じゅんたんすいぎょ）

純淡水魚とは、海水域に侵入することなく、淡水域（河川、湖沼など）で生活する魚類を指します。これらの魚は、淡水環境に特化した生態を持ち、通常は塩分濃度が低い水域に生息しています。

省エネ（しょうえね）

省エネとは、「省エネルギー」の略です。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

食害（しょくがい）

生物が他の生物や物質を食べることによって加える損害のことです。大切に育てた農作物や長い時間をかけて育まれた豊かな森林が、野生鳥獣に食べられてしまうなどの被害が日本各地でおきています。

薪炭林（しんたんりん）

人里近くにあつて、薪や木炭の材料となる木材を得るための樹林のことです。

樹木を伐採して薪炭材を得た後には、切株から新しい芽（ひこばえ）が出てくるため、それらを整理し育成することで更新します（これを萌芽更新といいます）。人による定期的な管理により維持されている樹林であるため、管理が停止されると、その土地の極相林に向かって遷移が進行します。

市川市では、クヌギ・コナラなどが木炭の材料として、イヌシデやアカマツなどが薪や焚きつけとして利用されてきました。

侵略的外来種（しんりゃくてきがいらいしゅ）

侵略的外来種とは、外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものをいいます。具体的な例としては、沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなどがあげられます。

砂干潟（すなひがた）

砂質の干潟のことです。砂の干潟は泥干潟と比べると格段に歩きやすく、出現する生物の種類も大きく異なっています。有明海について見ると、湾奥部には泥干潟が発達し、より湾口に近い海域では粒子の粗い砂質干潟が多くなっています。

生態系（せいだいけい）

ある地域に棲む全ての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系のことです。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されます。

生態系ネットワーク（せいだいけいねっとわーく）

生態系ネットワークとは、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核として、これらを有機的に結びつける取り組みを指します。これにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保され、健全な生態系の保全・再生・創出が可能となります。

生物相（せいぶつそう）

特定の環境に生息・生育する生物を全てまとめた概念であり、動物相（ファウナ）、植物相（フローラ）、微生物相（ミクロビオタ）の全てを含めたものを指します。

生物多様性基本法（せいぶつたようせいきほんほう）

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されています。この法律は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の下位に位置付けられ、関連する個別法に対しては上位法として機能します。

生物多様性地域戦略（せいぶつたようせいちいきせんりやく）

生物多様性基本法第 13 条（生物多様性地域戦略の策定等）には、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」と定められています。本書は、市川市が定める生物多様性地域戦略になります。

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（せいぶつたようせいのかんてんからじゅうようどのたかいしっち）

環境省によって選定された、生物多様性を保全する観点から重要度が高い日本国内の湿地のことで、略称は「重要湿地」です。2001 年に選定された「日本の重要湿地 500」を見直したもので、2016 年 4 月 22 日に公表されました。

絶滅危惧種（ぜつめつきぐしゅ）

絶滅の危機に瀕している生物種のことです。絶滅とは、一つの種が完全に定められた範囲（国のレッドリストであれば国内、県のレッドリストであれば県内）からいなくなることです。他の種との争いや環境の変化など、絶滅には様々な原因がありますが、近年では人間が最も大きな絶滅の原因になっています。乱獲、土地開発による生息・生育域の縮小、地球温暖化による環境の変化など、人間はさまざまな形で生きものに影響を及ぼしています。

雑木林（ぞうきばやし）

雑多な樹木が生育している森林を指す言葉であり、経済的価値の低い広葉樹を主に指しています。コナラやクヌギ等の広葉樹で構成された、人工林のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意味を含み、里山と等しく用いられる場合もあります。

コナラやクヌギはエネルギー革命以前に燃料材として重宝されていたほか、シイタケの櫓木（ほたぎ）を得るための原木林となることもありました。これらの樹木は伐採した後も、切株から芽びいて再生（萌芽更新という）するため、一定のサイクルで再利用されていました。

現代では、燃料材としての利用がなされなくなり、遷移が進んで暗い樹林になると、日当たりを好む林床の野草などが消失するなど、自然に対する働きかけの縮小による生物多様性への負の影響が問題となっています。

《た行》

第6の大量絶滅時代（だいろくのたいりょうぜつめつじだい）

第6の大量絶滅時代とは、人間の活動によって引き起こされる生物多様性の急速な減少を指し、過去の大量絶滅と比較してその速度が非常に速いとされています。地質学者は、「大量絶滅」のことを、300万年以内に75%以上の種が絶滅する現象と定義しています。これまでに地球上では5回の大量絶滅が発生しており、現在の状況はそれに匹敵する可能性があると考えられています。

多自然川づくり（たしぜんかわづくり）

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことです。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

地球温暖化とは、地球の気候システムにおける長期的な温度上昇を指します。これは主に、化石燃料の燃焼や森林伐採などによって放出される温室効果ガス（特に二酸化炭素）によって引き起こされます。これにより、大気中の熱が増加し、気候変動が進行します。

地球サミット（ちきゅうさみっと）

地球サミットは、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連主催の国際会議で、正式名称を「環境と開発に関する国際連合会議」といいます。172カ国が参加して行われたこの会議では、環境保全と持続可能な開発に関する重要な議論が行われました。生物多様性条約は、この地球サミットで調印式が行われています。

鳥獣保護区（ちょうじゅうほごく）

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）（平成14年法律第88号）」に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域のことです。鳥獣保護区は野生生物の保護・管理を目的に生息地を含む区域を保護区として設定する制度の一つです。鳥獣保護区の指定者は環境大臣または都道府県知事であり、それぞれ国指定鳥獣保護区（国設鳥獣保護区）、都道府県指定鳥獣保護区（都道府県設鳥獣保護区）と呼ばれます。鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、野生鳥獣の保全事業が実施できます。

調節池（ちょうせつち）

大雨等で急激に水量が増加した際に、河川が氾濫しないように、一時的に洪水を溜めておく施設のことで。

DO（でいーおー）

DO（Dissolved Oxygen, 溶存酸素）とは、水中に溶解している酸素のことを指します。DO は水質の重要な指標であり、特に河川や湖沼の水質測定において重要な役割を果たします。DO の濃度は、通常、mg/L で表されます。水中の DO 濃度は、水温、気圧、塩分濃度などの環境要因によって変化します。

底生生物（ていせいせいぶつ）

底生生物とは、水域に生息・生育する生物の中でも底質に生息・生育する生物の総称です。底生生物は、水底の岩、砂、泥に棲むもの、及びそこに生活するサンゴや海藻などに棲むものも含み、その表面を徘徊するもの、表面に固着するもの、表面から潜り込んで生活するものも含まれます。

天然記念物（てんねんきねんぶつ）

動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物のことです。日本においては文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）や各自治体の文化財保護条例に基づき指定されています。

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年法律第 78 号）で定義される用語であり、この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官をいいます。

特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管及び運搬等が原則禁止され、違反すると罰金等の罰則が発生します。

市川市外来生物対策マニュアルに記載のとおり、市内では、アライグマ、カミツキガメ、アレチウリ、オオカワヂシャ等がみられます。

特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）

特別緑地保全地区制度（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号））は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。指定要件の一つに「動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの」とあります。

都市公園（としこうえん）

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に定義される公園又は緑地のことであり、その内容を要約すると以下のとおりです。

- 1 地方公共団体が都市計画施設（都市計画に基づき定められた施設）として設置する公園又は緑地
- 2 地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地
- 3 国が一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 4 国が国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置する都市公園施設である公園又は緑地

都市緑地法（としりょくちほう）

都市緑地法とは、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されています。

泥干潟（どろひがた）

泥干潟は、淡水と海水が混じり合い、河川から運ばれた土砂が堆積して形成される場所です。これらの干潟は、微生物や多様な生物が生息・生育し、生態系において重要な役割を果たしています。

《な行》

名古屋議定書（なごやぎていしよ）

名古屋議定書とは、正式名称を「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」といい、遺伝資源の利用から得られる利益を提供国と利用国で公正に配分することを目的とした国際的な合意です。2010年に日本の名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択され、2014年に発効し、遺伝資源の利用に関する国際的なルールを定めています。

《は行》

ハビタット（はびたっと）

ハビタット（habitat）とは、生物の生息・生育場所、生息・生育環境のことです。

BOD（びーおーでいー）

BOD（生物化学的酸素要求量）とは、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）を表しており、河川の汚染度が進むほど、この値は高くなります。

ビオトープ（びおとーぷ）

本来その土地に生息・生育すると考えられる様々な野生動植物が、生息・生育することが可能な空間のことで、「動植物の生息・生育空間（環境）」との意味です。

干潟（ひがた）

干潟とは、干潮時に干上がり、満潮時には海面下に没する潮間帯において砂質または砂泥質の浅場が広がっている場所のことをいいます。河川や沿岸流によって運ばれてきた土砂が、海岸や河口部などに堆積し形成されます。古来より、私達は干潟から豊かな水産資源の恩恵を享受し、身近な里海として触れ合い、様々に利用してきました。一方、高度成長期には、干拓や埋め立てが盛んに行われましたが、近年、干潟の多様な生物相や水質浄化作用が見直され、日本各地において干潟保護を求める機運も高まっています。

壁面緑化（へきめんりょっか）

壁面緑化とは、建物の外壁や垂直面に植物を生育させる手法であり、都市緑化の一形態として注目されています。これにより、建物と植物が一体となり、環境に優しい空間を創出します。

防災公園（ぼうさいこうえん）

防災公園とは、地震災害時に復旧・復興拠点や避難地等となる都市公園等のことです。

放水路（ほうすいろ）

放水路とは、河川からの溢水による洪水を防ぐため、河川の途中に新しい川を分岐して掘り、海や他の河川などに放流する人工水路のことをいいます。

《ま行》

マングローブ林（まんぐろーぶりん）

マングローブとは、熱帯、亜熱帯の河口等、潮の満ち干の影響を受ける場所、潮間帯・汽水域に生育する植物の総称です。マングローブと呼ばれる種類の数は、研究者によって様々な報告がありますが、世界中で70種類以上とも言われます。マングローブ林には、豊かな生態系が形成されるため、「海の命のゆりかご」とも言われています。

無機的環境（むきてきかんきょう）

無機的環境は、温度、湿度、風速、土壌、地形、地質、光、栄養分等の物理的要因から構成されます。これらの要因は、生物に対して大きな影響を与え、場所によってその影響の度合いが異なります。

生物と非生物的環境は相互に影響を及ぼし合い、生態系を維持しています。無機的環境は、生態系の重要な要素であり、光や温度等の変化が生物に影響を与えることがあります。

藻場（もば）

藻場とは、海藻が茂る場所のことです。海藻が作る茂みは、波や潮流による水の流動をやわらげるとともに、幼稚魚に外敵から身を守る隠れ場所を与えます。また、海藻上や根の間等には幼稚魚の餌となる小型生物が豊富に生息しています。アイナメやイカのように藻場を産卵場所とする生物もいます。

このように、藻場は、幼稚魚を保育する「海のゆりかご」としての役割を果たしています。

《や行》

谷津（やつ）

谷津とは、丘陵地や台地が水の流れによって侵食されて形成された浅い谷のことをいいます。

台地に降った雨はすそから湧き出して、谷津の田んぼを潤すのがかつての市川の谷津田の風景でした。稲作の面では、両側の斜面に囲まれた谷津田は、日の当たる時間が短く、水温も低い環境であったことから、生産調整が始まると、真っ先に放置されたのが谷津田でもありました。しかし、澄んだ水に恵まれて、多様な生きものが暮らせる環境でもあります。

大町の自然観察園の場所も、1960年ごろまでは水田耕作が行われていました。

湧水（ゆうすい）

湧水とは、地下水が地表に自然に湧き出た水のことをいいます。

環境省の「湧水保全ポータルサイト」によれば、市川市で確認されている湧水は36件（平成5年度末）あり、そのうちの代表的な湧水（7件）として、羅漢の井、弁財天神社、弁天池公園等が紹介されています。

用材林（ようざいりん）

用材林とは、建築・家具等の木材の用に供する立木の集合体で、燃料用途以外のものを言います。

《ら行》

両側回遊魚（りょうそくかいゆうぎょ）

淡水に生まれてすぐに海に下り、産卵とは関係なく再び淡水に戻る魚類のことです。

レッドデータブックとレッドリスト（れっどでーたぶくとれっどりすと）

レッドデータブックとは、絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前を掲載し、その危機の現状を訴え、個体や生息・生育地などの保護・保全活動に結びつけようという目的で出版される報告書です。国際自然保護連盟（IUCN）が1966年に、世界の絶滅のおそれのある野生生物をレッドリストとして初めて公表したのが始まりで、この第1版の表紙が赤い色をしていたことから、絶滅危惧種の掲載図書やリストは、それ以降、レッドデータブックやレッドリストと呼ばれるようになりました。

我が国では、自然保護団体と研究者の共同作業による出版物で、日本全国の高等植物を対象に危機の現状を訴えている、「我が国における保護上重要な植物種の現状（日本自然保護協会、1989）に端を発します。この出版を契機にレッドデータブック編纂の気運が高まり、環境省（当時は環境庁）は、日本版レッドデータブックの編纂を急速に推進させ、1991年以降から、植物、両生類・爬虫類、昆虫類、その他無脊椎動物の主要な生物群について整備を行い現在に至っています。

千葉県では、1993年から、各分野の研究者が検討を重ねて、千葉県レッドデータブックやその該当種を一覧にした千葉県レッドリストを作成しており、順次改訂を重ねています。

絶滅が危惧される市川市の動植物については、自然環境実態調査報告書の中で、それぞれの分野の専門家が、試案の形で提案しています。

〈環境省レッドリストのカテゴリー〉

カテゴリー	定義と基本概念 ^{注)}
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類(CR)	深刻な絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)
絶滅危惧ⅠB類(EN)	絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ⅠA類(CR)ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」または「絶滅危惧ⅠB類(EN)」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの)
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種 (現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの)
情報不足(DD)	カテゴリーを判定するための情報が不足している種 (現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの)
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの

出典)

1)第5次レッドリスト(植物・菌類)の公表について(お知らせ)(環境省報道発表資料, 2025年3月18日)

2)環境省レッドリスト2020の公表について(環境省報道発表資料, 2020年3月27日)

注)最新のレッドリストである出典1)には『絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)』のカテゴリーは存在しない。『絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)』以外は出典1)から引用し、『絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)』のみ出典2)から引用した。

〈千葉県レッドリストのカテゴリー〉

カテゴリー	共通評価基準
消息不明・絶滅生物 (X) ^{1),2)}	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期 ^{注 1)} にわたって確実な生存情報 ^{注 2)} がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。ただし、すでに保護の対象外となったかに見える生物であっても、将来、他の生息・生育地からの再定着や埋土種子の発芽などにより自然回復する可能性もありうるので、かつての生息・生育地については、現存する動植物と共に、その環境の保全に努める必要がある。
野生絶滅生物 (EW) ²⁾	かつて千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。このカテゴリーに該当する種類の本来の生息・生育地での存在を脅かす要因は最大限の努力を持って軽減または排除し、本来の自生地、あるいはその代替地において持続的に生活できるように図る必要がある。
最重要保護生物 (A) ^{1),2)}	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって軽減又は排除する必要がある。
重要保護生物 (B) ^{1),2)}	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は可能な限り軽減又は排除する必要がある。
要保護生物 (C) ^{1),2)}	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB に移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。
一般保護生物 (D) ^{1),2)}	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。
保護参考雑種 (RH) ²⁾	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息・生育環境が著しく限定されているもの。これらについては、今後、個々の雑種の実態を明らかにしたうえで、保護・管理上の取り扱いを定めるものとする。

出典)

- 1) 千葉県環境生活部自然保護課：千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト動物編 2019年改訂版、2019年3月
- 2) 千葉県希少生物及び外来生物に係るリスト作成検討会編集：千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編 2023年改訂版、千葉県環境生活部自然保護課、2023年3月

注 1) 出典 2) では、「およそ 50 年間」としている。

注 2) 出典 2) では、「生体の発見情報」としている。

第二次生物多様性いちかわ戦略

発行日

令和8年3月

編集発行

市川市 環境部 総合環境課



〒272-8501

市川市南八幡2丁目20番2号

生物多様性いちかわ戦略